

半 期 報 告 書

(第7期中) 自 平成14年4月1日
至 平成14年9月30日

ジグノシステムジャパン株式会社

(941498)

第7期中(自平成14年4月1日 至平成14年9月30日)

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成14年12月25日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

ジグノシステムジャパン株式会社

目 次

	頁
第7期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【仕入、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	7
4 【経営上の重要な契約等】	7
5 【研究開発活動】	7
第3 【設備の状況】	8
1 【主要な設備の状況】	8
2 【設備の新設、除却等の計画】	9
第4 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【株価の推移】	20
3 【役員の状況】	20
第5 【経理の状況】	21
【中間財務諸表等】	22
第6 【提出会社の参考情報】	40
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	41
中間監査報告書	
前中間会計期間	43
当中間会計期間	45

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成14年12月25日

【中間会計期間】 第7期中(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

【会社名】 ジグノシステムジャパン株式会社

【英訳名】 GignoSystem Japan, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯 田 桂 子

【本店の所在の場所】 東京都千代田区六番町3番地

【電話番号】 03(3556)7737(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 吉 浜 直 人

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区六番町3番地

【電話番号】 03(3556)7737(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 吉 浜 直 人

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目6番10号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成12年 4月1日 至 平成12年 9月30日	自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日	自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日	自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日	自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日
売上高 (千円)		1,599,985	2,668,922	1,536,983	3,952,564
経常利益 (千円)		294,785	582,204	65,929	790,711
中間(当期)純利益 (千円)		164,908	486,150	59,802	453,035
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)					
資本金 (千円)		715,441	1,087,901	715,000	1,072,441
発行済株式総数 (株)		58,800	66,330	9,800	65,800
純資産額 (千円)		995,773	2,757,771	830,423	2,325,500
総資産額 (千円)		1,378,772	4,187,741	1,113,253	3,158,895
1株当たり純資産額 (円)		16,934.92	41,576.53	84,737.12	35,341.95
1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)		4,443.60	7,362.17	6,102.27	9,381.48
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)			7,181.35		9,090.41
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)					1,000
自己資本比率 (%)		72.2	65.9	74.6	73.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)		304,603	187,489	96,401	834,964
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)		40,204	85,260	171,127	47,276
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)		441	33,213		1,019,346
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)		663,790	2,275,032	398,951	2,205,986
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)		24 (8)	29 (21)	18 (5)	30 (10)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社がないため記載しておりません。

- 4 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、ストックオプション制度導入に伴う新株引受権残高がありますが、権利行使期間が未到来であるため記載しておりません。また、第6期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、当社の株式は非上場、非登録であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 5 平成13年6月13日付をもって、1株を1.5株に株式分割をしております。なお、第6期の1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
- 6 第6期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。
- 7 当中間会計期間から、1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。同会計基準及び適用指針を適用して算定した場合の第6期中間会計期間及び第6期の各数値については、「第5 経理の状況 中間財務諸表等」の「1株当たり情報」における「追加情報」に記載のとおりであり、第5期については影響額はありませぬ。

さらに、平成13年6月13日付の株式分割について、第5期の期首に行われたものと仮定した場合の各数値は、それぞれ以下のとおりとなります。なお、第5期に記載の各数値については、監査法人トーマツの監査を受けておりませぬ。

	第6期中	第5期	第6期
1株当たり純資産額（円）	16,934.92	56,491.42	35,053.20
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	4,443.60	4,068.19	8,988.03
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	-	-	8,709.16

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成14年9月30日現在

従業員数(人)	29 (21)
---------	---------

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であり、臨時従業員数は当期中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当中間会計期間における臨時従業員の平均人数は、前事業年度の平均人数に比して11人増加しております。これは事業拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

携帯電話端末契約数はカメラ付携帯電話の発売により増加してきており、またインターネット接続型携帯電話端末サービスの契約数もJavaアプリや動画等、携帯電話端末の高機能化に伴い平成14年9月末現在57百万件（社団法人電気通信事業者協会発表）を超えております。

このような状況下当社におきましては、インフォメーションプロバイダー事業において、従来通り(株)NTT ドコモのiモード、KDDI(株)のEZweb及びジェイフォン(株)のJ-SKYへのサービス提供の他、当中間会計期間より海外の通信事業者及びDDIポケット(株)へのサービスを開始いたしました。また、進化する様々な端末に合わせて、動画やJAVAアプリ等の開発と配信にも注力してまいりました。

この結果、当中間会計期間の売上高は26億68百万円（前年同期比66.8%増）、営業利益5億81百万円（前年同期比80.9%増）、経常利益につきましては、5億82百万円（前年同期比97.5%増）となりました。また、売上高等の計上基準の変更に伴い特別利益2億69百万円を計上した結果、中間純利益は4億86百万円（前年同期比194.8%増）となりました。

事業別の売上状況は次のとおりであります。

インフォメーションプロバイダー事業においては、移動体通信事業者、運営サイトの拡大並びにJavaアプリや動画等への対応を迅速に進めることでユーザーの拡大を図ってまいりました。その結果、当事業における売上高は26億21百万円（前年同期比71.4%増）となりました。

システムソリューション事業におきましては、携帯電話端末上のサイト構築、インターネットアルバムシステムのライセンスを行ってまいりました。その結果、当事業における売上高は47百万円（前年同期比32.2%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、仕入、税金、配当金等による支出が大幅に増加しましたが、これらの支出を上回る営業収入の増加となった結果、前期末に比べ69百万円増加し、当中間会計期間末残高は22億75百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は、1億87百万円（前年同期比38.4%減）となっております。これはインフォメーションプロバイダー事業売上高の堅調な伸びにより営業収入は増加しておりますが、当中間期から法人税等の納税負担額が発生したため前年同期比減となっております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は、85百万円（前年同期比112.1%増）となっております。これはサーバー等への設備投資及び営業権の取得に係る支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は、33百万円（前年同期は0.4百万円の増加）となっております。これは新株予約権の行使による株式の発行により30百万円の収入があった反面、配当金の支払いにより64百万円の支出が発生したことによるものであります。

2 【仕入、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当中間会計期間の仕入実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(千円)	前年同期比(%)
インフォメーションプロバイダー事業	1,401,795	74.1
システムソリューション事業	385	93.8
合計	1,402,181	72.8

(注) 1 インフォメーションプロバイダー事業における仕入は、当社が配信する画像、着信メロディやニュースなどの各種情報の権利保有者及び代理人に対して支払う情報提供料であります。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間のシステムソリューション事業における受注の状況を示すと、次のとおりであります。なお、インフォメーションプロバイダー事業においては該当事項はありません。

事業区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
システムソリューション事業	15,732			

(注) 1 前年同期における該当取引はないため、「前年同期比」は記載しておりません。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分	金額(千円)	前年同期比(%)
インフォメーションプロバイダー事業	2,621,245	71.4
システムソリューション事業	47,676	32.2
合計	2,668,922	66.8

(注) 1 主要な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

なお、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI(株)グループに対する販売実績は、当社が(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモのiモードサービス及びKDDI(株)グループのEZwebサービスを介して行う有料情報サービスの利用者(一般ユーザー)に対する情報料の総額であり、同社が、当該情報料の回収代行を行うものであります。

また、前中間会計期間のKDDI(株)グループにつきましては、販売実績の割合が10%未満であるため、表中の記載を省略しております。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1,421,211	88.8	1,852,614	69.4
KDDI(株)グループ	-	-	673,865	25.2

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更等はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した重要な契約は以下のとおりであります。

事業区分	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
インフォメーションプロバイダ事業	ディーディーアイポケット株式会社	情報サービスの提供及び情報料回収代行に関する契約書	情報サービスの内容・提供等及び情報料回収の範囲・方法等に関する基本契約	平成14年9月1日から平成15年2月28日まで (以降、6ヶ月ごと自動更新)

上記の他、E-Plus Service GmbH & Co. KG(ドイツ)、KPN Mobile The Netherlands B.V.(オランダ)、BASE N.V./S.A(ベルギー)及びKG Telecommunications Co., Ltd.(台湾)の各移動体通信事業者との間で、情報サービスの提供及び当該情報料の回収代行に関する同様の契約を新たに締結しております。

5 【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末における設備の新設等の計画は、当中間会計期間末現在において、以下のとおり変更されております。

事業所名 (所在地)	事業区分	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
本社 (東京都 千代田区)	インフォメー ションプロバ イダー事業	販売・開発 業務関連設 備	100,000	59,808	自己資金	平成14年 3月	平成15年 3月	300万人規 模のユー ザーをサ ポート

- (注) 1 当該計画の変更は、当中間会計期間に取得した設備により、当初の予定を大幅に上回る処理能力の向上が達成できたことによるものであり、当初の計画において予定されていた完成後の増加能力自体を変更するものではありません。
- 2 「既支払額」のうち、当中間会計期間の投資額は、52,580千円であります。
- 3 新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却及び売却の計画はありません。
- 4 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	263,200
計	263,200

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成14年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成14年12月25日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	66,330	66,330	大阪証券取引所 ニッポン・ニュー・ マーケット「ヘラク レス」市場	
計	66,330	66,330		

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、平成14年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権（旧商法に基づき発行された新株引受権を含む）の行使により発行された株式数は、含まれておりません。
- 2 ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場は、平成14年12月16日付にて、ナスダック・ジャパン市場より名称を変更しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権

平成14年6月26日定時株主総会決議

イ. 第1回(平成14年7月25日発行)

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	312	312
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	312	312
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	294,350	294,350
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成16年8月1日から 平成21年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 294,350 資本組入額 147,175	発行価格 294,350 資本組入額 147,175
新株予約権の行使の条件	対象者は、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員または臨時従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了によりまたは法令変更にともない退任した場合もしくは当社の従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 前第 項の規定にかかわらず、対象者が死亡したときは、同人の配偶者または一親等の親族のうち一人に限り、新株予約権を相続することができるものとする。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 この他の条件は取締役会の決議で定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左

(注) 1 当社が新株予約権発行日後に株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる0.01株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、(注) 2 に定める新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権または商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり行使価額}}{\text{または処分株式数} \times \text{または譲渡価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記のほか、発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

□. 第 2 回(平成14年10月22日発行)

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)		368
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1		368
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2		190,000
新株予約権の行使期間		平成16年11月1日から 平成21年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 190,000 資本組入額 95,000
新株予約権の行使の条件		対象者は、新株予約権の行使時において当社の取締役、監査役、従業員または臨時従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役、監査役が任期満了によりまたは法令変更にともない退任した場合もしくは当社の従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。 前第 1 項の規定にかかわらず、対象者が死亡したときは、同人の配偶者または一親等の親族のうち一人に限り、新株予約権を相続することができるものとする。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。 この他の条件は取締役会の決議で定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項		取締役会の承認を要する。

(注) 1 当社が新株予約権発行日後に株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる0.01株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、(注) 2 に定める新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権または商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じた 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり行使価額または譲渡価額}}{\text{新規発行または処分前の時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記のほか、発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、そのほかこれらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

旧商法第280条ノ19の規定により発行した新株引受権

平成11年4月15日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	309	309
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	58,341	58,341
新株予約権の行使期間	平成13年5月1日から 平成18年4月30日まで	平成13年5月1日から 平成18年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,341 資本組入額 29,171	発行価格 58,341 資本組入額 29,171
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株引受権は株式数の全部又は一部につき、行使できる。ただし、新株引受権の権利行使価額の年間の合計額は、1,000万円を超えないものとする。</p> <p>(2)新株引受権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株引受権を失う。</p> <p>取締役又は使用人が破産宣告を受けた場合 取締役又は使用人が退職した場合 取締役又は使用人が禁錮以上の刑に処せられた場合 取締役又は使用人が所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</p> <p>(3)新株引受権の相続は、これを認めない。</p> <p>(4)新株引受権の行使及びその行使により取得した株式の売買に際しては、事前に代表取締役宛通知することとし、証券取引法その他関連法令及び当社の定める内部管理規程を遵守する。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の全部又は一部を他に譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることはできない。	同左

(注) 1 当社が株式分割をするとき、又は新株発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、付与する株式の数は、次の算式により調整しております。なお、調整前新株発行価額は、(注)2の「発行価額」の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味しております。

また、この新株発行株式の数の調整が行われた場合には、当社は、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の新株発行株式の数及び適用の日を通知するものとしております。なお、計算の結果、株式の数の1株未満の端数を生ずる場合、この端数を切り上げた数としております。

$$(\text{調整後新株発行株式数}) = \frac{(\text{調整前新株発行株式数}) \times (\text{調整前新株発行価額})}{(\text{調整後新株発行価額})}$$

- 2 発行価額は、権利付与日後に当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成12年1月28日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	129	129
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	58,341	58,341
新株予約権の行使期間	平成14年2月1日から 平成19年1月31日まで	平成14年2月1日から 平成19年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,341 資本組入額 29,171	発行価格 58,341 資本組入額 29,171
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権は株式数の全部又は一部につき、行使できる。ただし、新株引受権の権利行使価額の年間の合計額は、1,000万円を超えないものとする。 (2)新株引受権の行使期間終了時までに、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株引受権を失う。 取締役又は使用人が破産宣告を受けた場合 取締役又は使用人が退職した場合 取締役又は使用人が禁錮以上の刑に処せられた場合 取締役又は使用人が所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 (3)新株引受権の相続は、これを認めない。 (4)新株引受権の行使及びその行使により取得した株式の売買に際しては、事前に代表取締役宛通知することとし、証券取引法その他関連法令及び当社の定める内部管理規程を遵守する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の全部又は一部を他に譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることはできない。	同左

(注) 1 当社が株式分割をするとき、又は新株発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、付与する株式の数は、次の算式により調整しております。なお、調整前新株発行価額は、(注) 2 の「発行価額」の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味しております。

また、この新株発行株式の数の調整が行われた場合には、当社は、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の新株発行株式の数及び適用の日を通知するものとしております。なお、計算の結果、株式の数に 1 株未満の端数を生ずる場合、この端数を切り上げた数としております。

$$(\text{調整後新株発行株式数}) = \frac{(\text{調整前新株発行株式数}) \times (\text{調整前新株発行価額})}{(\text{調整後新株発行価額})}$$

2 発行価額は、権利付与日後に当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

平成13年6月29日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	1,452	1,452
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	70,008	70,008
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日から 平成17年6月30日まで	平成15年7月1日から 平成17年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 70,008 資本組入額 35,004	発行価格 70,008 資本組入額 35,004
新株予約権の行使の条件	<p>(1)新株引受権は株式数の全部又は一部につき、行使できる。ただし、新株引受権の権利行使価額の年間の合計額は、1,000万円を超えないものとする。</p> <p>(2)新株引受権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株引受権を失う。</p> <p>取締役又は使用人が破産宣告を受けた場合 取締役又は使用人が退職した場合 取締役又は使用人が禁錮以上の刑に処せられた場合 取締役又は使用人が所定の書面により新株引受権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合</p> <p>(3)新株引受権の相続は、これを認めない。</p> <p>(4)新株引受権の行使及びその行使により取得した株式の売買に際しては、事前に代表取締役宛通知することとし、証券取引法その他関連法令及び当社の定める内部管理規程を遵守する。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の全部又は一部を他に譲渡又は担保権の設定その他の処分をすることはできない。	同左

(注) 1 当社が株式分割をするとき、又は新株発行前の株価を下回る払込価額で新株を発行するときは、付与する株式の数は、次の算式により調整しております。なお、調整前新株発行価額は、(注)2の「発行価額」の調整式による調整前の新株発行価額を意味し、調整後新株発行価額は、同調整式による調整後の新株発行価額を意味しております。

また、この新株発行株式の数の調整が行われた場合には、当社は、調整後直ちに、被付与者に対し、その旨並びにその事由、調整後の新株発行株式の数及び適用の日を通知するものとしております。なお、計算の結果、株式の数に1株未満の端数を生ずる場合、この端数を切り上げた数としております。

$$(\text{調整後新株発行株式数}) = \frac{(\text{調整前新株発行株式数}) \times (\text{調整前新株発行価額})}{(\text{調整後新株発行価額})}$$

- 2 発行価額は、権利付与日後に当社が株式分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合には、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げております。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割} \cdot \text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成14年8月16日 (注1)	-	65,800	-	1,072,441	300,000	699,600
平成14年4月1日 ～平成14年9月30日 (注2)	530	66,330	15,460	1,087,901	15,460	715,060

(注) 1 平成14年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき資本準備金をその他資本剰余金に振り替えたことによるものであります。

2 新株引受権の権利行使による増加であります。

(4) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	平成14年9月30日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
(株)プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1	40,150	60.53
日本トラスティサービス 信託銀行(株)信託口	東京都中央区晴海1丁目8-11	2,022	3.05
ソフトバンク(株)	東京都中央区日本橋箱崎町24番1号	2,000	3.02
ビービーエイチフォーフィデリ ティー・ジャパンスモールカンパ ニーファンド(常任代理人(株)東京 三菱銀行)	40 WATER STREET, BOSTON MA 02109 U.S.A (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,880	2.83
(株)リコー	東京都大田区中馬込1丁目3-6	1,800	2.71
日本マスタートラスト信託銀行 (株)信託口	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,425	2.15
バンクオブアイルランドノント リーティー(常任代理人(株)東京 三菱銀行)	INTL FINANCIAL SERVICES CENTRE 1 HARBOURMASTER PL DUBLIN1 IRELAND (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,170	1.76
UFJ信託銀行(株)信託勘定A口	東京都千代田区丸の内1丁目4-3	1,001	1.51
ゴールドマンサックスインター ナショナル(常任代理人ゴールド マンサックス証券会社東京支 店)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K (東京都港区赤坂1丁目12-32)	424	0.64
投資信託受託者三井アセット信 託銀行(株)	東京都港区芝3丁目23-1	408	0.62
計		52,280	78.82

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成14年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,330	66,315	
端株			
発行済株式総数	66,330		
総株主の議決権		66,315	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」欄には、証券保管振替機構名義の株式が15株含まれておりますが、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数15個は含まれておりません。

【自己株式等】

平成14年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成14年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	390,000	367,000	332,000	319,000	254,000	228,000
最低(円)	267,000	295,000	271,000	241,000	190,000	151,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

なお、前中間会計期間に係る監査報告書は、平成14年2月14日に提出した有価証券届出書に添付されたものを利用しております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有しておりませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		663,790		2,275,032		2,205,986	
2 売掛金		447,836		1,550,694		697,669	
3 たな卸資産		768		728		728	
4 その他		34,590		181,428		82,554	
5 貸倒引当金		6,818		38,530		19,187	
流動資産合計		1,140,168	82.7	3,969,354	94.8	2,967,752	93.9
固定資産							
1 有形固定資産	1						
(1) 器具及び備品		137,621		118,025		115,286	
(2) その他		8,793		10,681		8,500	
有形固定資産合計		146,414		128,706		123,787	
2 無形固定資産		40,374		44,441		26,436	
3 投資その他の資産		51,814		45,238		40,919	
固定資産合計		238,604	17.3	218,386	5.2	191,142	6.1
資産合計		1,378,772	100.0	4,187,741	100.0	3,158,895	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成14年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
流動負債								
1		268,935		822,551		412,001		
2		-		370,973		246,464		
3		21,519		32,375		25,710		
4	2	92,543		204,070		149,218		
		382,998	27.8	1,429,969	34.1	833,394		26.4
		382,998	27.8	1,429,969	34.1	833,394		26.4
(資本の部)								
資本金								
		715,441	51.9	-	-	1,072,441		34.0
資本準備金								
		315,000	22.8	-	-	999,600		31.6
その他の剰余金又は 欠損金()								
		34,667		-		253,459		
		34,667	2.5	-	-	253,459		8.0
		995,773	72.2	-	-	2,325,500		73.6
資本金								
		-	-	1,087,901	26.0	-		-
資本剰余金								
1		-		715,060		-		
2		-		300,000		-		
		-	-	1,015,060	24.3	-		-
利益剰余金								
		-		654,809		-		
		-	-	654,809	15.6	-		-
		-	-	2,757,771	65.9	-		-
		1,378,772	100.0	4,187,741	100.0	3,158,895		100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高		1,599,985	100.0	2,668,922	100.0	3,952,564	100.0			
売上原価		953,359	59.6	1,569,384	58.8	2,321,152	58.7			
売上総利益		646,626	40.4	1,099,537	41.2	1,631,411	41.3			
販売費及び一般管理費		324,858	20.3	517,597	19.4	759,635	19.2			
営業利益		321,767	20.1	581,939	21.8	871,776	22.1			
営業外収益	1	105	0.0	264	0.0	241	0.0			
営業外費用	2	27,086	1.7	-	-	81,306	2.1			
経常利益		294,785	18.4	582,204	21.8	790,711	20.0			
特別利益	3	322	0.0	269,119	10.1	322	0.0			
特別損失		2,559	0.1	9,999	0.4	2,686	0.1			
税引前中間(当期) 純利益		292,548	18.3	841,323	31.5	788,347	19.9			
法人税、住民税 及び事業税		15,524		371,016		246,568				
法人税等調整額		112,116	127,640	8.0	15,843	355,173	13.3	88,743	335,312	8.4
中間(当期)純利益		164,908	10.3	486,150	18.2	453,035	11.5			
前期繰越利益又は 前期繰越損失()		199,576		168,659		199,576				
中間(当期)未処分 利益又は中間 未処理損失()		34,667		654,809		253,459				

【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	(自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
1 営業収入		1,493,442	2,045,929	3,593,037
2 商品及びコンテンツの仕入れによる支出		729,064	1,073,603	1,831,862
3 人件費の支出		105,192	182,505	229,250
4 債権回収手数料の支出		131,198	168,435	326,854
5 株式公開準備にかかる支出		20,158	16,996	38,122
6 その他の営業支出		202,480	170,607	331,270
小計		305,348	433,779	835,677
7 利息及び配当金の受取額		105	218	241
8 法人税等の支払額		850	246,508	954
営業活動による キャッシュ・フロー		304,603	187,489	834,964
投資活動による キャッシュ・フロー				
1 有形固定資産の取得による支出		20,891	30,318	34,225
2 ソフトウェアの取得による支出			26,360	
3 営業権の取得による支出			20,000	
4 敷金及び保証金の差入れによる支出		20,073	5,018	20,073
5 その他の投資活動による支出			3,562	957
6 その他の投資活動による収入		760		7,980
投資活動による キャッシュ・フロー		40,204	85,260	47,276
財務活動による キャッシュ・フロー				
1 株式の発行による収入		441	30,820	1,019,346
2 配当金の支払額		-	64,034	
財務活動による キャッシュ・フロー		441	33,213	1,019,346
現金及び現金同等物に係る 換算差額			31	
現金及び現金同等物の増加額		264,839	69,046	1,807,035
現金及び現金同等物の 期首残高		398,951	2,205,986	398,951
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		663,790	2,275,032	2,205,986

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1 資産の評価基準 及び評価方法	(1) たな卸資産 移動平均法による原価法 を採用しております。 (2) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原 価法を採用しており ます。 なお、時価のあるも のは保有しておりま せん。	(1) たな卸資産 同左 (2) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左	(1) たな卸資産 同左 (2) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価 償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しており ます。 なお、主な耐用年数は以 下のとおりであります。 器具及び備品4～6年 (2) 無形固定資産 ライセンス供与目的の ソフトウェア ライセンス供与目的の ソフトウェアについて は、当該ソフトウェア の性格が、第三者にそ の使用を許諾すること によりライセンス料及 びロイヤリティを収受 することを目的として おり、販売期間の経過 に伴い著しく販売価格 が下落する性格を有す るものではないため、 見込利用可能期間(3 年)に基づく定額法を採 用しております。 販売目的のソフトウェ ア 販売目的のソフトウェ アについては、見込販 売数量を基礎とする償 却額と見込販売可能期 間(3年)にわたる均等 償却額のいずれか多い 金額をもって当中間会 計期間の償却額として おります。	(1) 有形固定資産 定率法を採用してい ります。 ただし、建物(建物 附属設備を除く)につ いては、定額法を採 用しております。 なお、主な耐用年数 は以下のとおりであ ります。 器具及び備品4～6年 (2) 無形固定資産 ライセンス供与目 的のソフトウェア 同左 コンテンツ配信目 的のソフトウェア コンテンツ配信目 的のソフトウェア については、見込 利用可能期間(3 年)に基づく定額法 を採用しておりま す。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 ライセンス供与目的 のソフトウェア 同左 販売目的のソフトウ ェア 販売目的のソフトウ ェアについては、見 込販売数量を基礎と する償却額と見込販 売可能期間(3年)に わたる均等償却額の いずれか多い金額を もって当期の償却額 としております。

項目	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	<p>コンテンツ配信目的のソフトウェア コンテンツ配信目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>その他の無形固定資産定額法を採用しております。</p>	<p>営業権 取得時に全額を償却しております。</p> <p>その他の無形固定資産 同左</p>	<p>コンテンツ配信目的のソフトウェア コンテンツ配信目的のソフトウェアについては、見込利用可能期間(3年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>その他の無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5 収益及び費用の計上基準	<p>インフォメーションプロバイダー事業における売上高及び対応する仕入高の計上は、移動体通信事業者からの月間情報料通知書の到来をもって行っております。</p>	<p>-</p>	<p>インフォメーションプロバイダー事業における売上高及び対応する仕入高の計上は、移動体通信事業者からの月間情報料通知書の到来をもって行っております。</p>
6 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>
7 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する、短期的な投資からなっております。</p>	<p>同左</p>	<p>同左</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前事業年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
8 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
-	<p>インフォメーションプロバイダー事業における売上高の計上は、従来、移動体通信事業者からの月間情報料通知書の到来をもって行っておりましたが、当中間会計期間から利用者に情報を提供したときをもって売上高を計上する方法に変更いたしました。これは事業の立ち上げ期並びに急拡大期にはコンテンツの配信サイトの種類並びにその利用者層の多様化及び増加が著しく、当社が一般ユーザーに提供した情報の対価として移動体通信事業者を通じて課金（請求）可能な金額並びに回収可能な情報料の割合（回収率）に関する動向を見極めることが困難と考え、金額が確定する移動体通信事業者からの月間情報料通知書の入手時に売上高を計上しておりましたが、事業も安定的成長期に入り、課金可能金額並びに回収率の動向を高い精度をもって把握できる環境が整備されてきたこと、また、社内データベースシステムの高度化及びシステム技術者の増員等により社内の管理体制も一層強化されたことから、月間情報料の集計システムを構築し、当該システムの精度についての検証期間を終了したことによるものであります。</p> <p>また、この売上高の計上基準の変更に伴い、対応する仕入高並びに販売費及び一般管理費（債権回収手数料等）の計上基準を併せて変更いたしました。なお、変更後の会計処理方法を適用した場合に、前期の売上高及び仕入高等として計上されるべき金額は、通常の売上高及び仕入高等とは区分し、収益と費用を相殺後の金額をもって、特別利益に計上しております。</p> <p>この変更により、従来 of 会計処理方法によった場合と比較して、売上高28,805千円、仕入高17,337千円、販売費及び一般管理費（債権回収手数料等）5,543千円がそれぞれ多く計上され、売上総利益は11,468千円多く、営業利益及び経常利益はそれぞれ5,924千円多く計上されております。さらに、前期に同一の会計処理方法を適用していた場合、前期に売上高及び仕入高等として営業利益を構成していたと認められる金額は特別利益269,119千円として計上されたので、税引前中間純利益は275,043千円多く計上されております。</p>	-

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
-	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>「未払法人税等」は、前中間会計期間において流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において負債及び資本の合計額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「未払法人税等」の金額は、15,524千円であります。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	<p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計)</p> <p>当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。</p> <p>この変更による当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	前事業年度末 (平成14年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額 52,164千円	1 有形固定資産減価償却累計額 112,925千円	1 有形固定資産減価償却累計額 87,526千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性がないため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	2 消費税等の取扱い 同左	2 -

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 105千円	1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 218千円	1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 241千円
2 営業外費用のうち主要なもの 株式公開準備費用 20,158千円 新株発行費 6,831千円	2 -	2 営業外費用のうち主要なもの 株式公開関連費用 55,118千円 新株発行費 26,091千円
3 -	3 特別利益の内訳は次のとおりであります。 会計処理方法の変更に記載のとおり、当中間会計期間においてインフォメーションプロバイダー事業の売上高及び対応する仕入高等の計上基準を変更しております。これにより、変更後の会計処理方法によった場合に、前期に売上高及び仕入高等として営業利益を構成していたと認められる金額を特別利益として表示しております。なお、これに含まれる各項目の内訳は以下のとおりであります。 売上高 746,760千円 仕入高 388,487千円 販売費及び一般管理費(債権回収手数料等) 89,153千円 差引 売上高等計上基準変更に伴う前期損益修正益(特別利益) 269,119千円	3 -
4 減価償却実施額 有形固定資産 25,578千円 無形固定資産 21,266千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 25,398千円 無形固定資産 31,918千円	4 減価償却実施額 有形固定資産 61,414千円 無形固定資産 36,161千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定は一致しております。 現金及び預金勘定 663,790千円 現金及び現金同等物 663,790千円	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定は一致しております。 現金及び預金勘定 2,275,032千円 現金及び現金同等物 2,275,032千円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定は一致しております。 現金及び預金勘定 2,205,986千円 現金及び現金同等物 2,205,986千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前事業年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>11,974</td> <td>7,583</td> <td>4,390</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,974</td> <td>7,583</td> <td>4,390</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	11,974	7,583	4,390	合計	11,974	7,583	4,390	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>11,974</td> <td>9,978</td> <td>1,995</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,974</td> <td>9,978</td> <td>1,995</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	11,974	9,978	1,995	合計	11,974	9,978	1,995	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>11,974</td> <td>8,781</td> <td>3,193</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,974</td> <td>8,781</td> <td>3,193</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	器具及び備品	11,974	8,781	3,193	合計	11,974	8,781	3,193
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
器具及び備品	11,974	7,583	4,390																																			
合計	11,974	7,583	4,390																																			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
器具及び備品	11,974	9,978	1,995																																			
合計	11,974	9,978	1,995																																			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																			
器具及び備品	11,974	8,781	3,193																																			
合計	11,974	8,781	3,193																																			
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 2,571千円 1年超 2,285千円 合計 4,857千円	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 2,285千円 1年超 - 千円 合計 2,285千円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 2,663千円 1年超 930千円 合計 3,593千円																																				
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,416千円 減価償却費相当額 1,197千円 支払利息相当額 189千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,416千円 減価償却費相当額 1,197千円 支払利息相当額 99千円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,832千円 減価償却費相当額 2,394千円 支払利息相当額 334千円																																				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																				
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左	(5) 利息相当額の算定方法 同左																																				

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

種 類	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	前事業年度末 (平成14年3月31日)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	10,000千円	-	10,000千円

(注) 当中間会計期間において、所有するその他有価証券(株式)の減損処理(9,999千円)を行っております。

これにより、当中間会計期間末の有価証券残高は重要性が著しく乏しいものとなりましたので、中間財務諸表等規則第5条の4第2項ただし書に基づいて注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前事業年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左	同左

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前事業年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
当社は、関連会社を有しておりませ るので、該当事項はありません。	同左	同左

(1 株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)								
1 株当たり純資産額 16,934円92銭 1 株当たり中間純利益 4,443円60銭 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、当社の株式は非上場、非登録であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。	1 株当たり純資産額 41,576円53銭 1 株当たり中間純利益 7,362円17銭 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 7,181円35銭 (追加情報) 当中間会計期間から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。なお、同会計基準及び適用指針を前中間会計期間及び前事業年度に適用して算定した場合の 1 株当たり情報については、それぞれ以下のとおりとなります。	1 株当たり純資産額 35,341円95銭 1 株当たり当期純利益 9,381円48銭 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 9,090円41銭								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間会計期間</th> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 株当たり純資産額 16,934円92銭</td> <td>1 株当たり純資産額 35,053円20銭</td> </tr> <tr> <td>1 株当たり中間純利益 4,443円60銭</td> <td>1 株当たり当期純利益 8,988円03銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 - 円 - 銭</td> <td>潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 8,709円16銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間会計期間	前事業年度	1 株当たり純資産額 16,934円92銭	1 株当たり純資産額 35,053円20銭	1 株当たり中間純利益 4,443円60銭	1 株当たり当期純利益 8,988円03銭	潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 - 円 - 銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 8,709円16銭	
前中間会計期間	前事業年度									
1 株当たり純資産額 16,934円92銭	1 株当たり純資産額 35,053円20銭									
1 株当たり中間純利益 4,443円60銭	1 株当たり当期純利益 8,988円03銭									
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 - 円 - 銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 8,709円16銭									

前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前事業年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
(注) 平成13年 6月13日付をもって、1株を1.5株に株式分割をしております。 なお、1株当たり中間純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算してあります。	(注) 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 1株当たり中間純利益金額 中間純利益 486,150千円 普通株主に 帰属しない金額 - 千円 普通株式に係る 中間純利益 486,150千円 期中平均株式数 66,034株 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 - 千円 普通株式増加数 1,663株 (うち新株予約権 1,663株) 希薄化効果を有しな いため、潜在株式調 整後1株当たり中間 純利益の算定に含め なかつた潜在株式の 概要 新株予約権 1種類(新株 予約権の数 312個)。こ れらの詳細 は、「第4 提出会社の 状況1(2) 新株予約権 等の状況」 に記載のと おりであり ます。	(注) 平成13年 6月13日付をもって、1株を1.5株に株式分割をしております。 なお、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算してあります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前事業年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第6期)	自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日	平成14年6月27日 関東財務局長に提出。
---------------------	---------------	-----------------------------	--------------------------

自己株券買付 状況報告書	平成14年10月15日、平成14年11月7日、平成14年12月5日 関東財務局長に提出
-----------------	--

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成14年2月7日

ジグノシステムジャパン株式会社

代表取締役社長 飯田 桂子 殿

監査法人 トーマツ

代表社員
関与社員

公認会計士 堤 佳 史 ⑩

関与社員

公認会計士 中 山 一 郎 ⑩

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジグノシステムジャパン株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第6期事業年度の間省会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がジグノシステムジャパン株式会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成13年4月1日から平成13年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月17日

ジグノシステムジャパン株式会社

代表取締役社長 飯田 桂子 殿

監査法人 トーマツ

代表社員 関与社員	公認会計士	堤	佳	史	Ⓔ	
関与社員	公認会計士	中	山	一	郎	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジグノシステムジャパン株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社はインフォメーションプロバイダー事業における売上高の計上基準を、従来の、移動体通信事業者からの月間情報料通知書の到来をもって行う方法から、利用者に情報を提供したときをもって売上高を計上する方法に変更し、また、対応する仕入高並びに販売費及び一般管理費(債権回収手数料等)の計上基準を併せて変更している。当監査法人は、この変更を事業も安定的成長期に入り、課金可能金額並びに回収率の動向を高い精度をもって把握できる環境が整備されてきたこと、また、社内データベースシステムの高度化及びシステム技術者の増員等により社内の管理体制も一層強化されたことから、月間情報料の集計システムを構築し、当該システムの精度についての検証期間を終了したことによるものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。なお、この変更により、前事業年度と同一の基準によった場合に比し、売上高28,805千円、仕入高17,337千円、販売費及び一般管理費(債権回収手数料等)5,543千円がそれぞれ多く計上され、売上総利益は11,468千円多く、営業利益及び経常利益はそれぞれ5,924千円多く計上されている。さらに、前事業年度に同一の会計処理方法を採用していた場合、前事業年度に売上高及び仕入高等として営業利益を構成していたと認められる金額は特別利益269,119千円として計上されたので、税引前中間純利益は275,043千円多く計上されている。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表がジグノシステムジャパン株式会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成14年4月1日から平成14年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

